



千葉県東角栄団地みどりの協定

(協定の理念)

この協定は、この協定にかかわる人々がみずからの力で、みずからの住む町がより良い環境になるよう、協力することを約束し合うことであり、この協定を支える理念は、住民自治であり自主自立の精神です。

(協定の目的)

第 1 条 この協定は、秩序と調和をはかりながら豊かな緑をつくることで、洗練された町並を形成し、住み良く、かつより良い環境を築くことを目的とし、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号〔以下「法」という〕）第20条の規定を基に定めます。

(協定の名称)

第 2 条 この協定の名称を、千葉県東角栄団地みどりの協定（以下「協定」という）とします。

(協定の区域)

第 3 条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という）は、千葉県越前町705-4番地を含む面積5.89 ha で別紙図面に表示された区域とします。

(協定の効力)

第 4 条 この協定は、法の認可を受けた日から起算して1年以内に協定区域内の土地が分譲され、法第14条に規定され

た土地所有者（以下「所有者」という）が2人以上になった時から有効になり、以後協定で定める期間内に新たに所有者となった者、および所有者から譲渡を受けた者に対しても、その効力が及ぶものとします。

（緑化に関する事項）

第5条 第1条の目的を達成するために、緑化に関する事項を以下のとおり定めます。この定めにもとづき土地所有者等は、その所有する土地、又は地上権もしくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という）の緑化につとめるものとします。

(イ) 落ち着きと秩序ある町並とするために、道路に面する部分には、樹木の列植か生垣をつくることとし、必要ある場合は、金網柵又は鉄柵を併用することとします。

ただし、家屋の出入口、車庫等に用いる部分については、この限りでないこととします。

(ロ) 緑豊かな住宅地とするために、各住宅ごとに別表に定めた都土樹種の中から上木2本以上、中木5本以上、下木15本以上植えることとし、この樹高の伸長と維持につとめることとします。

(ハ) うるおいと季節感にあふれた町とするために、道路、隣地から見える場所に花の咲く樹木を植えることとし、前項(イ)の定めにかかわらず、植栽することが出来ない場合は、道路に面する部分に鉢植えの草花や灌木類を置いて、協定の目的達成につとめることとします。

- (ニ) ブロック塀等をめぐらせる場合は、ブロック塀の内側に中木等の樹種を植えるか、又は外側（道路に面する部分）に花壇を設けて植栽し、協定の目的にすることとします。
- (ホ) 公共・公益施設用地内の植栽については、第1条の協定の目的を考慮し地域の環境に適した植栽をすることとします。

（管理に関する事項）

第 6 条 協定区域内の所有者等は、この協定の定めに基づいて植栽された樹木について第1条の目的が達成されるよう善良なる管理につとめることとします。

- (イ) 所有者等は植栽した樹木が各家庭の緑化ばかりでなく、地域の環境保全に役立ち、かつ街区の美観風致の向上に寄与するものであることを認識し、地域の共有の財産としてみだりに伐採してはならず、増改築その他工作物設置等の支障となる場合は、原則として移植し、枯損した場合は、同樹種、又は協定の定めに適合するよう補植するものとします。
- (ロ) 前項(イ)により補植する場合、その猶予期間は原則として1年以内とします。
- (ハ) 所有者等はみずからが所有する土地のみならず、街区の美観風致を目的に植栽された街路等の樹木についても、湯水期には家庭の余剰水等を利用し、灌水等善良な管理につとめることとします。

(猶予期間)

第 7 条 第 5 条の定めによる樹木の植栽は、土地所有者等の入居後 1 年以内に完了するものとします。

(協定の有効期間)

第 8 条 協定の有効期間は、効力が生じた日から 10 年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申出をしなかった場合は、さらに 10 年間延長するものとします。

(協定の変更及び廃止)

第 9 条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとします。

2) 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとします。

(「所有地等」の譲渡等)

第 10 条 この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから「所有者」は、「所有地等」を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければなりません。

(代表委員会の設置)

第 11 条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年 2 回以上の代表委員会を行うものとします。

2) 代表委員会のなかから、協定の代表者、副代表者を各 1

名ずつ選出するものとします。

(協定に違反した場合の措置)

第 1 2 条 とり決めた第 5 条の緑化に関する事項、第 6 条の管理に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとします。

2) 前項があったのち、3ヶ月を過ぎても要求のあった事項を履行しない者に対して代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとします。